

入札公告

BIソフトウェアライセンスの調達に係る条件付一般競争入札（以下「入札」という。）を実施するため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び廿日市市契約規則（昭和63年規則第15号）第5条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年4月1日

廿日市市長 松本 太郎



1 入札に付する事項

- (1) 件名
BIソフトウェアライセンスの調達
- (2) 内容
仕様書のとおり。
- (3) ライセンス期間
令和8年5月1日から令和9年4月30日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加者は、次の各号のいずれにも該当する者であり、かつ、この入札に参加するために必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 廿日市市の「物品の販売、製造請負、買受け及び役務提供 競争入札参加資格者名簿」に登録されている者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法にあっては、更生手続開始の決定、民事再生法にあっては、再生手続開始の決定を受けている者を除く。）であること等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りではない。
- (4) 入札公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、廿日市市競争入札資格者指名除外措置要綱（平成9年告示第25号）に基づく指名除外をされていない者
- (5) 廿日市市税等の滞納がない者

3 入札に参加する者に必要な資格の申請手続

この入札に参加を希望する者は、次の書類を提出し、入札参加資格を有することの確認を受けなければならない。

- (1) 提出書類
入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- (2) 提出方法
郵送による。ただし、郵送方法は簡易書留郵便等の配達記録が残る方法を利用し、提出期限までに必着のこと。提出期限を過ぎて到達した場合は、いかなる事由があっても受理しない。
- (3) 提出期間
公告日から令和8年4月8日午後5時まで
- (4) 申請者について
入札参加資格確認申請書の申請者は、本社を申請者とする。ただし、廿日

市市の「物品の販売、製造請負、買受け及び役務提供 競争入札参加資格者名簿」において、入札、見積り及び契約締結等の権限を継続して委託されている場合は、受任者を申請者とする。また、使用印を届出している場合は使用印を押印すること。

(5) 問合せ及び提出先

廿日市市総務部デジタル改革推進課デジタル改革係
〒738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号
電話 0829-30-9107 (直通)
E-mail digital@city.hatsukaichi.lg.jp

(6) 入札参加資格審査結果の通知

令和8年4月9日までに、入札参加資格審査結果を通知する。

4 仕様書等に関する質問

入札参加者は、仕様書に質問があり回答を求める場合には、仕様書に対する質問書（様式3号）を電子メールにて提出すること。

(1) 提出期限

令和8年4月8日午後5時まで

(2) 提出先

3(5)の担当課へ電子メールによる。件名は、「BIソフトウェアライセンスの調達に係る質問事項」とすること。

(3) 回答

提出された質問事項については、順次回答内容を廿日市市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）に掲載し、通知とする。

5 契約条項を示す場所

廿日市市総務部デジタル改革推進課

6 入札執行及び開札に関する事項

(1) 入札方法

入札書は郵送による提出とし、郵送方法は簡易書留郵便等の配達記録が残る方法を利用すること。入札書は、内封筒・外封筒の二重封筒とし、入札書（様式4号）を内封筒に入れ、内封筒の封皮には案件名・開札日時・提出者名とともに「入札書在中」と朱書し、裏面の貼り付け部分を封印すること。外封筒の封皮には、「親展」と朱書し、「BIソフトウェアライセンスの調達に係る入札書在中」と記載すること。

また、送付前に電話又は電子メールにて連絡することとし、代表者ではなく代理人が書類を作成する場合は、委任状（様式第2号）を同封すること。

(2) 提出期限

令和8年4月16日午後5時必着

(3) 問合せ及び提出先

3(5)の担当課

(4) 開札予定日時

令和8年4月17日午前10時

(5) 開札場所

廿日市市下平良一丁目11番1号 3階
廿日市市総務部デジタル改革推進課デジタル改革係執務室

7 入札書の作成に関する事項

(1) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通

貨に限る。

- (2) 落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に該当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合はその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 提出された入札書において、入札価格の訂正は認めない。

8 無効入札に関する事項

次の各号のいずれかに該当する場合、当該入札は無効とする。

- (1) 入札書に記名押印がないもの
- (2) 入札書の記入文字が明確でないもの
- (3) 一の入札に同一の入札者又は代理人から2通以上の入札書が提出されたもの
- (4) 入札参加資格がない者が入札したもの
- (5) 入札者が連合して入札をしたものその他入札に際して不正の行為があったもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反したもの

9 入札に関する必要事項

開札の結果、入札参加者の入札のうち、予定価格以下の入札がないときは、翌日以降に再度の入札を行う。なお、再度入札は1回とする。

10 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内でありかつ最低価格入札者を落札者とする。ただし、当該入札者が廿日市市競争入札資格者指名除外措置要綱第2条の規定に基づき、開札前に指名除外措置を受けた場合は、次点の者を落札者とするものとする。
- (2) 落札者となる価格をもって入札した者が2者以上あるときは、当該入札執行に関係のない廿日市市職員が当該入札者の代わりにくじを引き、落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者の決定をした場合は、落札者に対して、入札結果を直ちに通知する。落札者を除く入札参加者に対する入札結果の通知は、市ホームページにおいて行うものとする。

11 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金は、免除する。

12 その他

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方と別紙契約書を取りかわす。なお、契約書等の作成及び提出に要する費用は落札者の負担とする。
- (2) 契約相手は、発注者「廿日市市長」となる。
- (3) 本入札に関係して提出された書類は返却しない。
- (4) この公告のほか、廿日市市契約規則その他関係法令の規定を承知すること。